

SSC 会員規則	制定日 2024-09-11	文書番号 PR_910_02_R01_ja
	改定日 2025-05-15	改定番号 R01

一般財団法人食品安全マネジメント協会 SSC 会員規則

（目的）

第 1 条 この規則は、定款第 43 条に基づき、一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「当法人」という。）の SSC 会員に関し必要な事項を定め、会員の資格及び地位を明確にすることを目的とする。

（会員制度）

第 2 条 当法人は、当法人の社会的責任事業に賛同し、これを支援し、その発展に協力する法人、個人を持続可能サプライチェーン（Sustainable Supply Chains）会員（以下「SSC 会員」という。）として登録する。

（会員の種別）

第 3 条 SSC 会員は、次の通りの区分とする。

- (1) 法人 SSC 会員：当法人の社会的責任事業に賛同する法人をいう。
- (2) 個人 SSC 会員：当法人の社会的責任事業に賛同する個人をいう。

（会員資格）

第 4 条 会員資格の付与は、理事長の承認による。

2 会員資格は、年会費が支払われている期間、継続される。

（会員の権利）

第 5 条 SSC 会員は、以下各項の権利（及び将来当法人が与える権利）を有する。

- (1) 当法人のメール配信等を通じ、社会的責任や ESG 等に関する最新情報を得ることができる。
- (2) 会員が主催するセミナーや勉強会等の実施において、当法人から原則無償にて講師派遣を受けることができる。
- (3) SSCAP のガイドラインや SSCAP の理解を深めるための動画や e-learning で学習する機会を得ることができる。

（入会に関する手続等）

第 6 条 SSC 会員になろうとする者は、当法人が示す入会申込書の提出等の方法により、入会の意思を当法人に伝え、入会申請を行う。

2 当法人は、入会を承認された者に、理事長承認日にて会員資格を付与することを通知する。

3 会員は、当法人が発行する請求書に基づき、年会費及び入会金を請求月から 3 か月（請求月を含む）以内に支払うものとする。

4 会員になろうとする者は、入会時のみならず将来においても、次の各号を確約する。

- (1) 自らが反社会的勢力ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれに準ずる者）及び従業員

SSC 会員規則	制定日 2024-09-11	文書番号 PR_910_02_R01_ja
	改定日 2025-05-15	改定番号 R01

員が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力が経営に直接又は間接に関与している事実がないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させている事実がないこと。

(年会費)

第7条 SSC 会員の年会費は別表のとおりとする。

2 別表の年会費区分は、入会時における直近1年間の売上規模により決定する。

3 年会費の対象期間は、理事長承認月の翌月から12か月間とする。

4 入会后、年会費区分が上位または下位に変更になる場合、会員は、遅滞なく当法人に申告を行うものとする。当法人は、次回より新たな年会費区分に基づき請求を行う。

(年会費の使途)

第8条 前条の年会費は、その50%を超える金額を事業費に使用するものとする。

(理事会への報告)

第9条 事務局は、理事会に入会員等の状況を都度報告しなければならない。

(会員資格の継続及び喪失)

第10条 SSC 会員資格の継続を希望するものは、当法人が発行する請求書に基づき、支払期限までに年会費を納入することによって会員資格を継続することができる。

2 第1項に定める年会費が、支払期限より3箇月を超えて未納の場合は、会員資格を喪失するものとする。

3 第1項及び第2項の規定に拘らず、理事長の判断によって会員資格の継続を留保する場合がある。

(退会)

第11条 SSC 会員は、当法人が示す退会申請書の提出などの方法により退会の意思を当法人に伝えることによって退会することができる。ただし、既に納入した年会費の返還は行わない。

(除名)

第12条 SSC 会員が当法人の信用・名誉を傷つけたとき、当法人は、理事会の決議によりその会員を除名することができる。その際、年会費の有効期間中であっても年会費の返還は行わない。

(細則)

第13条 この規則に定めのない SSC 会員に関する必要な事項は、理事長が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

SSC 会員規則	制定日 2024-09-11	文書番号 PR_910_02_R01_ja
	改定日 2025-05-15	改定番号 R01

附 則

- 1 この規則は、2024 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この規則の一部改定は、2025 年 5 月 15 日から施行する。

改定履歴

主たる改定内容	改定日
新規制定	2024 年 9 月 11 日
2025 年 4 月 7 日の SSCAP 無料提供開始に伴い、会員の権利の 2 点目を変更（第 5 条）	2025 年 5 月 15 日

SSC 会員規則	制定日 2024-09-11	文書番号 PR_910_02_R01_ja
	改定日 2025-05-15	改定番号 R01

別表 年会費（第 7 条関係）

種別	売上規模 (直近 1 年間)	年会費
法人 SSC 会員	100 億円以上	100,000 円/年
	50 億円以上	50,000 円/年
	50 億円未満	30,000 円/年
個人 SSC 会員	(なし)	30,000 円/年